

令和2年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

設問 次の問題文を読んで、小問（１）（２）に答えなさい。（配点（１）４０点、（２）４０点）

Y県では、文化や芸術への住民の関心を高めることにより、県の人口の減少を食い止めたいと考えている。そこで同県では、今世紀にいたり、①県立美術館などにおける特別展覧会の実施、②県立図書館などにおける多数の図書の閲覧、および③県民ホールなどにおける利用者による演劇等の利用許可といった、①②③の公共施設の県による活用を相次いで展開してきた。ところが、その結果、県民の間でさまざまな意見の対立が生じてきているという副作用も発生している。

そこでY県議会は近時、これら①②③の公共施設で行われている表現内容が、県独自の表現内容ではないことを一般利用者向けの利用規則に明示するとともに、概要として、以下のような内容の趣旨および目的を掲げる「新世紀県民文化条例」を制定した。

1条（趣旨）・・・の県立公共施設は、県民全体の健全な発展をとげるものとして、管理運営されなければならない。

2条（目的）（1項）・・・の県立公共施設は、住民による運営によって県自体もそれらの表現主体と関連づけて捉えられ、県独自の表現内容や表現物であると誤解されることがあってはならない。

（2項）県独自の表現内容や表現物であると誤解されることにつき、具体的な危険性がある場合には、県（各公共施設の指定管理者を含む）は、県立美術館における特別展覧会の中止や、県立図書館における特定図書の閲覧中止、さらには県民ホールにおける特定の劇団などの催しの打ち切りなどを、それぞれ理由を述べて行うものとする。

・・・・・・・・以下略・・・・・・・・

さて、著名な舞台俳優であるAらが所属する劇団Xは、地元の愛好団体からの求めに応じて、Y県民ホール（③）で前衛劇（「芸術家の死と再生！」）を上演していた（本件上演）。

そこでは、戦前の軍国主義の興隆が背景とされており、芸術性が高いとして地元の評価もよく、高校生の課外授業として県立高校の多くが生徒を引率して鑑賞に訪れていた（高校生はチケット代が利用規則で無料になるためもあった）。

本件上演の劇中では、戦前の特高警察による小林多喜二の拷問死の様子を描いた、芥川賞作家Bによる『芸術家に死を！』という短編小説の一節が朗読されていた（「朗読劇」）。同小説は、Y県立図書館（②）にも閲覧用図書として置かれている。

この劇をたまたま見た県議会議員Cは、「このような劇を県民ホールで上演することで大勢の高校生が見るとするのは、Y県自身が特定の政治的メッセージを伝えることになる」として、上演を打ち切らせるように県議会で強く発言し、その結果、県知事の判断により、「県独自の表現内容や表現物であると誤解される具体的な危険性がある」という理由で上演は打ち切られた。

（１）法人格を有する劇団Xは、団員Aらが以下のように会見で抗議するとともに、Y県を相手に国家賠償請求訴訟を提起したいと考えている。憲法論としては、どのような主張をすればよいか。

「（イ）県民ホールは本来、全国的に公民館内での各種政治団体の集会でさえも、館外での暴

力等に結びつかないかぎり、表現の自由の場として認められているはずだ。本件はそうした混乱はない。

また、(ロ) 高校生らが興味をもった朗読劇は、県立図書館にも普通に置かれている作家 B の短編小説の読み上げに他ならず、条例が公演中止の要件としている『県独自の表現内容や表現物』には、われわれの演劇はそもそも該当しない。」

(2) これに対して Y 県議会では、議員 C が以下のように述べ、議会および県知事の賛同を得た。憲法論としては、どのように評価しうるか。

「(ハ) 地方自治法 244 条でも第 1 項は、『普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。』としつつ、第 2 項は、『普通地方公共団体（・・・指定管理者を含む。・・・）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。』としている。われわれの方針も地方自治法に則しているのだから合憲に決まっている。」

また、(ニ) 公共施設関係で有名な『天皇コラージュ事件名古屋高裁金沢支部平成 12 年 2 月 16 日判決』は、美術館についてであるが、『美術館という施設の特質からして、利用者が美術作品を鑑賞するにふさわしい平穏で静寂な館内環境を提供・保持することや、美術作品自体を良好な状態に保持すること・・・もその管理者に対して強く要請される場所である。これらの観点からすると、県立美術館の管理運営上の支障を生じる蓋然性が客観的に認められる場合には、管理者において、右の美術品の特別観覧許可申請を不許可とし、あるいは図録の閲覧を拒否しても、公の施設の利用の制限についての地方自治法 244 条 2 項の「正当な理由」があるものとして許される（違法性はなし）というべきである』、などと述べているが、本件の『朗読劇』もまさに同じことだ。」

以 上

【刑 法】

以下の事実関係を前提に、具体的事実を指摘しつつ、甲の罪責を論じなさい。なお、事実1における甲のAに対する殴打行為の罪責については、事実2の行為と独立して論じる必要はない。

- 1 ある日、甲男（年齢35歳、身長175cm、70kg）は、某所を歩いていたが、A男（年齢39歳、身長179cm、79kg）が自転車にまたがったまま交通を妨げる形で歩道上に設置されたごみ集積所にごみを捨てていた。甲は、通行できず数秒待っていたが、Aがノロノロとごみを捨てていたので、「何をしているんだ、通行の邪魔だ。」と声を掛けたところAと口論になり、その最中にAの顔面を右手拳で1回殴打した。甲は、Aが片膝を突いた隙に走り去った。
- 2 Aは、甲に突然殴打されたことに激怒し、「待て、この野郎！」などと叫びながら、自転車を猛スピードで走らせ、前記集積所から約80m先を左折して約20m進んだ歩道上で甲に追い付き、自転車に乗ったまま、水平に伸ばした右腕で、後方から甲の背中の上部又は首付近を強く殴打した。甲は、Aの攻撃によっていったん倒れた後すぐに起き上がったが、15メートルほどオーバーランしたAが自転車から降り、なおも怒号を発し、甲に殴り掛かってくる姿勢を示したため、そばに落ちていた手頃の石2個（各150グラム程度）を手に取り、Aの顔面に向かって立て続けに投げつけた。甲の投げた石の一つはAの顔面に命中したが、もう一つはコントロールを誤ったことから、あらぬ方向に飛んでいき、死角から現われた無関係のBの顔面に直撃した。Aは全治約2週間を要する傷害を負った。他方、Bは、通常であればAと同じ程度の傷害を負ったに過ぎなかったが、血友病患者であったことから顔面からの出血が止まらず、しばらくして出血多量が原因で死亡した。

なお、甲は、Bの存在を全く認識しておらず未必の故意はなく、また甲も一般人もBの病気については知るよしもなかったものとする。

以 上